

# 国民の反発は「天の声」だ



荒井隆彰

40年生まれ。元青年法律家協会議長。東京弁護士会所属。専門は交通事故・事件。「裁判員制度」呼びかけ人。

高山 俊吉さん

弁護士

裁判員制度の実施が半年後に迫った昨年暮れでさえ、世論調査で「裁判に参加したくない」との消極的な意見が76%にのぼった。最高裁自身が昨年4月に発表した全国意識調査でも、82%が消極的。国が多額の税金をつぎ込んで大宣伝をしたおかげか、国民の多くが制度の内容を知った結果、裁判員にならなうという思いが強まったのだらう。

昨年11月、最高裁は裁判員候補者29万5千人に通知を送り、12万5千人から調査票を送り返されてきた。最高裁はそのうち2万2千人が「重い病氣やけが」だと発表した。29万人のうち2万人が重病や重傷だなんて、日本人は絶滅危惧種だとで

もいふのだろうか。国民の反発はやはり「天の声」だと思ふ。戦後の国の施策でこれほど反発を招いた例を私は知らない。裁判員制度には国会の全党派が賛成したが、国会と国民のねじれもまた深刻だ。なぜ自分かという裁かなければならないかという国民の疑問に、国は説得的な回答をしていない。司法への理解が深まるという説明に、わかったとひさき打つ人がどれだけいるか。

市民の司法参加という米国の陪審制が引き合いに出されるが、まよかしにすぎない。陪審制は、国家は市民に悪をなすという猜疑心のもとで、検察官の主張を市民がチェックする、被告にとつての「盾」なのだ。

だから、国は陪審制に強く反対した。最高裁は当時、国民には判断能力がないとばかりに誤判の恐れがあると主張していたのに、今になって裁判は難しいと盛んに言っている。裁判員制度なら、プロの裁判官が素人の裁判員をリードできると踏んづけたのだらう。

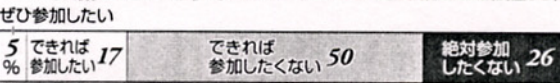
今年初めに、東京都江東区のマンションで女性が殺され、遺体が切断して捨てられた事件の裁判があった。裁判員制度を意図した劇場のような法廷に悪評が集まったが、別の面でも制度実施の無理が明らかになった。1カ月あまりの裁判で、公開が開かれたのは全部で7日。次の裁判に向けた準備をする時間も少しはあった。しかし、裁判員制度では大半の事件で、3日から5日の連続審理で判決言い渡すという。

この事件では被告が事実関係を争っていないのに、プロの裁判官でも7日を要した。3日の裁判では、裁判員の選任手続きなどを除く実質の審理時間は、1日半から2日くらいしかない。もはや裁判の名に値しない儀式の場になるのだらう。

昨年12月には広島市の女児殺害事件で、無期懲役の一審判決を控訴審が破棄し、差し戻した。一審は裁判員制度を意識して審理の迅速化を図るあまり、犯行場所を「アパート及びその周辺」とあやふやにしたまま判決を下したのだが、それではだめだと控訴審に突き返されたのである。これでは真相の究明どころの話ではない。

私は今の裁判がいと決して思っていない。法廷で壁に向かつて物を言っているような体験を、山のようにしてきたから。ところが、そんな裁判所自らが処罰を振りかざして国民を動員し、裁判の仕組みを変えようとしている。国民の要求があつてはじめて、司法への市民参加といえるのだ。国民が求めない裁判員制度を強足させてはならない。（聞き手・今田幸伸）

## Q 裁判員制度が始まったら、裁判員として刑事裁判に参加したいですか

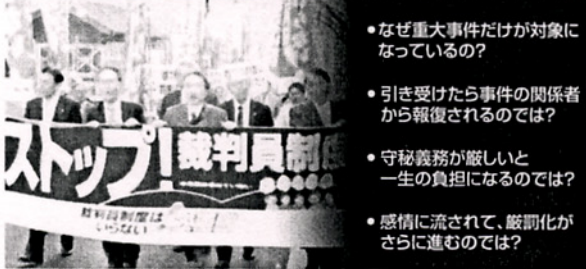


## 市民になお残る疑問

- 消極的な世論のなかで、始めていいの？
- 素人でも内容を理解して判決を出せるの？
- 参加しなくても辞退できないのはなぜ？



- なぜ重大事件だけが対象になっているの？
- 引き受けたら事件の関係者から報復されるのでは？
- 守秘義務が厳しいと一生の負担になるのでは？
- 感情に流されて、厳罰化がさらに進むのでは？



## 裁判員制度とは

米国や英国では市民だけで有罪・無罪を決める陪審制が、ドイツやフランスでは市民と裁判官が協力して量刑まで決める参審制が実施されている。日本でも政府が設けた司法制度改革審議会が01年、「司法の

国民的基盤を確立するため」として裁判員制度の導入を打ち出した。国会で裁判員法が成立して5年となる今年21日にスタートする。この日以降に起訴された殺人、傷害致死などの重大事件が対象で、全国初の裁判員裁判は7月下旬に開かれる見込みだ。